

平成27年10月16日

司法修習生 各位

司法研修所事務局経理課経理係

司法修習における旅費について

司法修習生に対しては、以下のとおり旅費を支給する。

なお、支給される旅費の額は、実際に利用した経路及び方法にかかわらず、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費の額となるので、注意すること。

また、12月2日(水)に司法研修所で実施される導入修習開始式に当たり、本書面を持参すること。

1 支給する旅費の種類

次の(1)から(6)までの旅費を支給する。

原則として、鉄道賃等の交通費及び日当を支給するが、これらの全部又は一部を減額する場合や、宿泊を要する場合には宿泊料を支給する場合がある。

(1) 導入修習及び分野別実務修習参加のための交通費及び日当

導入修習に参加するために必要な採用内定時の住所(出発地)から司法研修所(目的地)までの片道分の交通費及び日当を支給する。

また、導入修習終了後、分野別実務修習に参加するために必要な司法研修所(出発地)から配属された地方裁判所(実務修習庁)(目的地)までの片道分の交通費及び日当を支給する(ただし、東京、立川、横浜、さいたま及び千葉に配属された司法修習生には支給しない。)

なお、導入修習及び分野別実務修習へ参加するためのそれぞれの旅行について、出発地から目的地までの旅行行程中は、実際の経路にかかわらず、出発地と目的地間の最も経済的な通常の経路の旅費を支給する。

(2) 移転料

各実務修習地で行われる分野別実務修習に参加するために必要な転居を行った場合に、その転居に要した費用を賄うものとして、交通費とは別に、採用内定時の住所又は居所から実務修習庁までの、路程に応じた別表の定額を支給する。ただし、同一の市町村又は東京都特別区内で転居した者に対しては支給しない。

(3) 分野別実務修習中における交通費及び日当

現場検証や証人の所在尋問等の出張で地方裁判所長が相当と認めるものに要する交通費及び日当を支給する。

(4) 集合修習参加のための交通費及び日当

実務修習庁から司法研修所への移動に要する交通費及び日当を支給する。

ただし、東京、立川、横浜、さいたま及び千葉に配属された司法修習生には支給しない。

(5) 集合修習後の選択型実務修習参加のための交通費及び日当

A班の司法修習生(東京、立川、横浜、さいたま及び千葉に配属された者を除く。)には、司法研修所から実務修習庁への移動に要する交通費及び日当を支給する。

(6) 選択型実務修習中における交通費及び日当

選択型実務修習の各プログラム(実務修習庁の所在地を中心におおむね半径8km以内で実施されるプログラムを除く。)に参加するために要する交通費及び日当を支給する。

2 旅費の支給手続

(1) 旅費支給庁

1(1)、(2)、(3)及び(6)は、配属された地方裁判所が支給する。1(4)及び(5)は、司法研修所が支給する。

(2) 旅費請求の手続

ア 導入修習、分野別実務修習参加のための旅費・移転料支給のために司法修習生は、同封の「導入修習・分野別実務修習参加のための旅費、移転料申告書」及び申告書とともに住民票（コピーも可）を提出する。ただし、実務修習参加のために転居する者については、転居先の住民票（コピーも可）を提出する。転居のため、申告書と同時に住民票を提出できないときは、住民票を追完する。自治体への転入手続終了後、速やかに転居後の住民票を提出すること。その際、採用内定時の住所地に住民票を移動していなかったために住民票上の転入前の住所地と採用内定時の住所地が異なる場合には、採用内定時の住所地を疎明する資料（例えば、建物賃貸借契約書のコピー、住所及び氏名の記載のある公共料金の請求書等）も提出する必要がある。

なお、やむを得ない事情があつて転居先に住民票を移動できない場合には、旅費支給庁の担当者に相談すること。

イ 旅費支給庁の担当者が、司法修習生の提出する上記アの旅費申告書等の各種書類に基づいて旅費請求書を作成するので、司法修習生は、その内容を確認の上、押印して旅費支給庁の担当部署に提出する。

(3) 旅費振込口座

配属された地方裁判所及び司法研修所から支給される旅費は全て、司法修習生が提出する「導入修習・分野別実務修習参加のための旅費、移転料申告書」に記載の金融機関口座（表面(2)）に振り込まれる。口座の内容に変更があつた場合には、速やかに旅費支給担当者にその旨を連絡する。

3 航空賃の支給について

(1) 対象

次の場合には、航空賃を支給する。ただし、航空機を利用することが最も経済的な通常の経路でない場合は、鉄道等を利用して旅行した場合の金額の限度で旅費を支給する。また、航空機を利用しなかった場合には、その旨旅費支給担当者に申し出る。

ア 導入修習参加のための旅費

導入修習に参加する際に、航空機を利用する場合（原則として、採用内定時の住所又は居所が福岡高等裁判所管内又は札幌高等裁判所管内に属する場合に限り、航空機の利用を認める。ただし、住所又は居所が当該管内に属する場合以外であっても、特割等で航空券を購入し、鉄道等の最も経済的な通常の経路による認定額よりも安価に旅行した場合は、航空機の利用を認め、その航空賃を支給する。）

イ 分野別実務修習参加のための旅費

分野別実務修習に参加するために、航空機を利用する場合（原則として、配属修習地が福岡高等裁判所管内又は札幌高等裁判所管内である場合に限り、航空機の利用を認める。ただし、当該地域以外であっても、特割等で航空券を購入し、鉄道等の最も経済的な通常の経路による認定額よりも安価に旅行した場合は、航空機の利用を認め、その航空賃を支給する。）

ウ 選択型実務修習参加のための旅費

全国プログラム等に参加する際に航空機を利用する場合

エ 集合修習参加のための旅費

集合修習に参加する際に、航空機を利用する場合（原則として、福岡高等裁判所管内又は札幌高等裁判所管内の各実務修習庁から集合修習に参加する際に航空機を利用する場合に限り、航空機の利用を認める。ただし、当該地域以外であっても、特割等で航空券を購入し、鉄道等の最も経済的な通常の経路による認定額よりも安価に旅行した場合は、航空機の利用を認め、その航空賃を支給する。）

(2) 証明書類

次の書類を旅費支給庁に提出する（地方裁判所の場合は「司法修習生事務担当者」あて。司法研修所の場合は「経理課経理係」あて）。

ただし、導入修習に参加する際に航空機を利用した場合の証明書類については12

月4日(金)までに司法研修所経理課経理係に提出する。提出された証明書類は、同係から旅費支給庁に送付する。

ア 航空券又は領収書等金額の分かるもの(コピーも可)。

インターネットによる購入の場合は、搭乗時に領収書の発行を受けるか、画面のハードコピーを提出する。

※ 金券ショップからの購入やパック旅行を利用した場合は、搭乗証明書の購入額と異なったり、記載そのものがなされていない場合があるので、搭乗証明書に加えて、購入先から領収書を発行してもらうなどして、搭乗の事実及び購入金額を証明すること。また、「旅割」や「特割」等の各種割引を利用した場合は、その事由が記載された書面も併せて提出すること。

イ 搭乗した便の搭乗券(航空券の半券)又は搭乗証明書等、搭乗したことが分かるもの(コピーも可)。

(3) 証明書類を紛失等により提出できない場合

金額の記載されている搭乗証明書を航空会社から取り寄せて提出する。

(4) 注意事項

ア 証明書類が旅費支給庁に提出(送付)されるまで、旅費を支給することはできない。

イ 航空賃は、実際に支払った額を上限に支給される。航空券を購入する際には、極力各種割引制度を活用する。

具体的には次のとおりである。

(ア) 各種割引航空券を購入した場合(この購入事実は搭乗した便の半券から判明する。)は、その購入代金が支給される。

(イ) マイレージを利用して特典航空券の発券を受けた場合には、当該航空券に係る航空賃は支給されない。

(ウ) 株主優待を利用して航空券の発券を受けた場合には、株主優待による運賃充当分については支給されない。

ウ パック旅行等を利用した場合は、パック旅行代金額ではなく、宿泊料相当額分等をパック旅行代金から控除した額が航空賃として支給される。

エ 羽田空港等を利用する場合、航空券代金に空港施設使用料が含まれているが、当該使用料は、航空賃ではないため、支給されない。また、格安航空会社(LCC)を利用した際の手荷物持込料等についても航空賃ではないため、支給されない。

オ マイレージの取得はできない。なお、誤って取得した場合は、マイレージ取消しの手続をとったうえ、取り消されたことを証明する書面を提出する。

4 旅費の窓口(旅費支給担当者)

(1) 導入修習、分野別実務修習参加のための旅費、移転料及び実務修習期間の旅費
実務修習庁の司法修習事務担当者

(2) 集合修習期間の旅費

司法研修所経理課経理係(電話: [REDACTED])

別表

区分	鉄道50キロメートル未満	鉄道50キロメートル以上100キロメートル未満	鉄道100キロメートル以上300キロメートル未満	鉄道300キロメートル以上500キロメートル未満	鉄道500キロメートル以上1000キロメートル未満	鉄道1000キロメートル以上1500キロメートル未満	鉄道1500キロメートル以上2000キロメートル未満	鉄道2000キロメートル以上
支給額	46,500円	53,500円	66,000円	81,500円	108,000円	113,500円	121,500円	141,000円

※ただし、近距離の移転の場合は、支給されないことがある。

【全員提出】

導入修習・分野別実務修習参加のための旅費、移転料申告書

※配属裁判所及び司法研修所から支給される全ての旅費は、下記口座に振り込まれる。

提出期限:10月30日(金) [必着]

作成日:平成 年 月 日

(1)	実務修習地 (組・番号)	裁判所 (組 番)									
	氏 名	フリガナ									
		印									
	現 住 所										
連絡先電話番号											

(2)	振 込 先	銀 行 等	金融機関	<input type="checkbox"/> 銀行 <input type="checkbox"/> 信用金庫 <input type="checkbox"/> 信用組合						<input type="checkbox"/> 本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所				
			種 別	普通				口座番号						
			ゆうちょ銀行 (総合通帳)	記 号	1				0	番号				

- ※ ・ 本人名義の口座を指定する。
 ・ インターネット専業銀行は使用しない。



(3)	上記現住所の最寄駅	線 駅 駅名フリガナ()									
	上記現住所から司法研修所 までの利用予定交通機関	<input type="checkbox"/> 航空機 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 船舶 <input type="checkbox"/> その他()									
	実務修習配属地までの利用 予定交通機関	<input type="checkbox"/> 航空機 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 船舶 <input type="checkbox"/> その他()									

(4)	ICカードの利用予定 (スイカ、パスモ、ピタパ等)	<input type="checkbox"/> 利用する。 <input type="checkbox"/> 利用しない。									
-----	------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

「導入修習・分野別実務修習参加のための旅費，移転料申告書」記載要領等

- 1 提出期限 10月30日（金）必着
- 2 提出先 配属が予定されている地方裁判所（司法研修所ではない）。封筒の宛名は、「〇〇地方裁判所司法修習生事務担当者」とする。
- 3 記載方法
 - (1) 組・番号は，提出時点で不明の場合は記入不要。
 - (2) 各実務修習地で行われる分野別実務修習参加のために転居する場合は，採用内定時の住所及び転居前の最寄駅を記載する。転居しない場合は，現在の最寄駅を記載する。いずれの場合にも，利用予定交通機関にチェックする（表面(3)）。
 - (3) 振込先口座は，本人名義の口座を指定する（表面(2)）。
- 4 添付書類
 - (1) 全司法修習生

住民票（コピーも可）。ただし，分野別実務修習参加に当たって転居する者が移転料を請求する場合には，転居先の住民票（コピーも可）を提出する。転居のため，申告書と同時に住民票を提出できないときは，住民票を追完する。自治体への転入手続終了後，速やかに転居後の住民票を提出すること。その際，採用内定時の住所地に住民票を移動していなかったために住民票上の転入前の住所地と採用内定時の住所地が異なる場合には，採用内定時の住所地を疎明する資料（例えば，建物賃貸借契約書のコピー，住所及び氏名の記載のある公共料金の請求書等）も提出する。
 - (2) 旅費の請求をする者のうち，航空機を利用する者

分野別実務修習開始日に同封の「司法修習における旅費について」3(2)記載の証明書類を配属された地方裁判所に提出する。

ただし，導入修習に参加する際に航空機を利用した場合の証明書類については，12月4日（金）までに司法研修所経理課経理係に提出する。提出された証明書類は，同係から旅費支給庁に送付する。

(参考) 移転料支給額

区分	鉄道 50 km未満	鉄道 50 km以上 1 00 km未 満	鉄道 100 km以上 3 00 km未 満	鉄道 300 km以上 5 00 km未 満	鉄道 500 km以上 1 000 km未 満	鉄道 100 0 km以上 1500 km 未満	鉄道 150 0 km以上 2000 km 未満	鉄道 200 0 km以上
支給額	46,500 円	53,500 円	66,000 円	81,500 円	108,000 円	113,500 円	121,500 円	141,000 円

※ ただし，近距離の移転の場合は，支給されないことがある。